

国立大学法人小樽商科大学役員会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第2条に規定する役員（監事を除く。）で構成する役員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 学長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(主宰)

第3条 学長は、役員会を主宰する。

(役員以外の者の出席)

第4条 役員会が必要と認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 役員会の事務は、総務課が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。